

8 安全・安心

- 4 0 - 1 WHOセーフコミュニティの認証取得
- 4 0 - 2 WHO国際ナショナルセーフスクールの認証取得
- 4 0 - 3 ASUKAモデルの普及や発信
- 4 1 - 1 消防団の充実強化に係る事業の推進
- 4 1 - 2 防災アドバイザーの育成活用
- 4 1 - 3 防災ボランティアコーディネーターの育成活用
- 4 1 - 4 中学校での防災教育
- 4 2 高層マンションの自主防災組織等・防災備蓄の推進
- 4 3 身近な地域の防災拠点への支援
- 4 4 - 1 ゾーン30の推進
- 4 4 - 2 通学路の安全対策の推進
- 4 4 - 3 交通安全教育の推進
- 4 4 - 4 交通安全教室開催事業

◎市民力を活かした安全な地域コミュニティ・学校の構築とWHOの認証取得、体育活動時等における事故対応テキスト「ASUKAモデル」の発信、普及

40-1 WHOセーフコミュニティの認証取得

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、平成28年度末までに、WHO地域安全推進協働センターによる国際セーフコミュニティ（ISC）の認証取得を申請します。

【現状(平成25年3月末時点)】

・「国際セーフコミュニティネットワークメンバーになるためのガイドライン」にある、交通安全、家庭の安全、子どもの安全、高齢者の安全、労働安全、暴力予防、自殺予防、防災、災害対策、公共(場)の安全、病院の安全、スポーツの安全、水の安全、学校の安全について、所管ごとに対応しています。

【セーフコミュニティとしての指標】

1. 分野横断的な組織によって運営される協働と連携に基づいた安全向上のための基盤
2. 両性・全年齢・環境・状況を網羅し、長期的・持続的なプログラム
3. ハイリスクの集団や環境を対象とするとともに、弱者の安全向上のためのプログラム
4. 入手・活用可能な根拠に基づいたプログラム
5. 障害の頻度と原因を記録するプログラム
6. プログラムの内容・過程及び変化によってもたらされた効果を評価する手法
7. 国内外のSCネットワークへの継続的な参加

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	セーフコミュニティの認証取得に関する研究	取組内容	①セーフコミュニティの認証取得に関する研究 ②市内部の取組体制及び組織の設置 ③地域の選定準備・抽出・決定			
		工程	① ② ● ③ ●			
平成26年度	セーフコミュニティ活動開始の宣言	取組内容	①選定された地域における認証取得に関する研究 ②セーフコミュニティ活動開始の宣言 ③認証センターへの書簡提出、セーフコミュニティ活動の開始、選定された地域における推進組織の設置等			
		工程	① ② ● ③			
平成27年度	セーフコミュニティ活動の展開	取組内容	セーフコミュニティ活動の展開			
		工程				
平成28年度	申請書の提出	取組内容	①セーフコミュニティ活動の展開(2年以上の実績) ②申請書の提出			
		工程	① ② ●			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

都市の安全性を推進することで、安心安全都市としてのブランド力が高まり、「住みたいまち・住み続けたいまち」と市民が思えるような都市になります。

8 安全・安心

◎市民力を活かした安全な地域コミュニティ・学校の構築とWHOの認証取得、体育活動時等における事故対応テキスト「ASUKAモデル」の発信、普及

40-2 WHO国際ナショナルセーフスクールの認証取得

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

学校における子どもの安全を一層確保するため、平成28年度末までに、WHOの推進する国際ナショナルセーフスクール(注)の認証を研究モデル校で取得します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・平成24年4月に、「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針」、平成24年9月に「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」を作成しました。
- ・子どもを不審者による犯罪から守るために「学校安全ネットワーク」を推進し、通学区域全体の安全性を高めています。



【「学校安全ネットワーク」による見守り活動の様子】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	国際ナショナルセーフスクール認証取得に関する研究・取組の充実	取組内容	①国際ナショナルセーフスクール認証取得に関する研究 ②国際ナショナルセーフスクール認証取得に関する取組の充実			
		工程			① →	② →
平成26年度	国際ナショナルセーフスクール認証取得を目指す学校の決定	取組内容	①国際ナショナルセーフスクールの認証取得に関する研究 ②国際ナショナルセーフスクールの認証取得を目指す学校の決定			
		工程	① →	② ●		
平成27年度	・国際ナショナルセーフスクール認証取得の取組着手の表明 ・安全向上に向けた取組の推進	取組内容	①国際ナショナルセーフスクールの認証取得の取組着手の表明 ②安全向上に向けた取組の推進(18カ月間)			
		工程	① ●	② →		
平成28年度	国際ナショナルセーフスクール認証取得(認証式の開催)	取組内容	①安全向上に向けた取組の推進(18カ月間) ②承認申請の提出 ③現地審査 ④認証取得(認証式の開催)			
		工程	① →	② ●	③ ●	④ ●

(3) 達成時の効果(アウトカム)

認証取得学校の安全性が高まるとともに、取組の成果を各市立学校に普及させることで、各学校の安全性が高まることが期待できます。また、安心・安全なまちとして、都市イメージの向上が期待できます。

注 インターナショナルセーフスクールとは、WHO地域安全推進協働センターが推進している、より安全な教育環境づくりを目指す学校に与えられる国際認証のこと。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課 電話:048-829-1679

8 安全・安心

◎市民力を活かした安全な地域コミュニティ・学校の構築とWHOの認証取得、体育活動時等における事故対応テキスト「ASUKAモデル」の発信、普及

40-3 ASUKAモデルの普及や発信

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

児童生徒の安全を一層確保するために、平成26年度末までに、ASUKAモデルに基づき、市立全小・中高等・特別支援学校で児童生徒へのAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習を100%実施し、以後継続します。

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・平成24年9月に「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」を作成し、発信しています。
- ・ASUKAモデルに基づき教職員による訓練を市立全学校で実施しています。
- ・ASUKAモデルに基づき市立全中・高等学校及び小学校10校(ASUKAモデル実践校)で児童生徒にAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習を行っています。



【学校での心肺蘇生法の実習】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	市立全中・高等学校及び小学校10校においてAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習実施	取組内容	①市立全学校で教職員による傷病者発見から医療機関への搬送までの訓練を実施 ②市立全中・高等学校及び小学校10校で児童生徒に心肺蘇生法の実習を実施 ③ASUKAモデルの改訂・普及
		工程	① → ② → ③ →
平成26年度	市立小・中・高等・特別支援学校におけるAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習100%実施	取組内容	①市立全学校で教職員による傷病者発見から医療機関への搬送までの訓練を実施 ②市立全小・中・高等・特別支援学校で児童生徒に心肺蘇生法の実習を実施 ③ASUKAモデルの改訂・DVD作成による普及
		工程	① → ② → ③ →
平成27年度	市立小・中・高等・特別支援学校におけるAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習100%実施	取組内容	①市立全学校で教職員による傷病者発見から医療機関への搬送までの訓練を実施 ②市立全小・中・高等・特別支援学校で児童生徒に心肺蘇生法の実習を実施 ③ASUKAモデルの改訂・作成したDVDを国や他自治体に提供
		工程	① → ② → ③ →
平成28年度	市立小・中・高等・特別支援学校におけるAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習100%実施	取組内容	①市立全学校で教職員による傷病者発見から医療機関への搬送までの訓練を実施 ②市立全小・中・高等・特別支援学校で児童生徒に心肺蘇生法の実習を実施 ③ASUKAモデルの改訂・作成したDVDを国や他自治体に提供
		工程	① → ② → ③ →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

児童生徒が心肺蘇生法を身に付けることにより、事故発生時の対応力が高まり、学校の安全性が高まります。また、ASUKAモデルの普及・発信により、全国の学校における安全の確保に貢献できます。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課 電話:048-829-1679
 教育委員会事務局 学校教育部 指導1課 電話:048-829-1660
 教育委員会事務局 学校教育部 指導2課 電話:048-829-1667
 教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課 電話:048-829-1671

4 1 - 1 消防団の充実強化に係る事業の推進

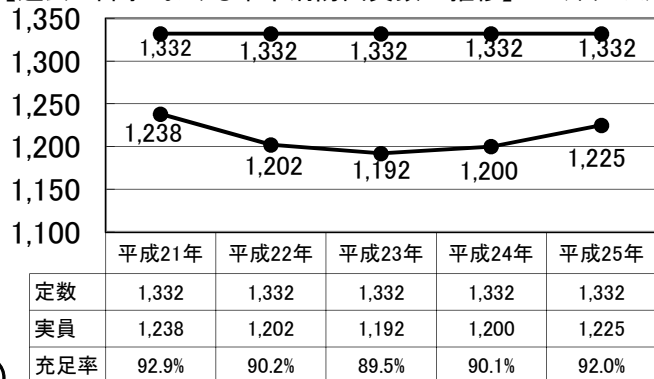
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

地域の総合的な防災力向上のため、平成28年度末までに新たに3分団の増強と3施設を整備し、消防団員の充足率を100%にします。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・行政区内の人口及び面積が不均衡となっている既存の消防分団について、バランスの取れた体制を確保していく必要があります。
- ・消防団施設が災害拠点としての機能を果たせるよう改修又は更新していく必要があります。
- ・消防団員確保のため、環境整備、処遇改善、広報対策の充実強化を図っていく必要があります。

【過去5年間に於ける本市消防団員数の推移】 (単位:人)



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員確保対策の実施 ・消防団員増員(純増25名) 	取組内容	①分団増強に係る地域との調整 ②消防団員確保対策(広報活動・処遇改善) ③消防団員の確保(充足率94%以上確保)
		工程	
平成26年度	消防団員増員(純増25名)	取組内容	①分団増強に係る地域との調整 ②消防団員確保対策(広報活動) ③消防団員の確保(充足率96%以上確保)
		工程	
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新設分団車庫整備(設計3棟) ・消防団員増員(純増25名) 	取組内容	①消防分団増強に係る施設設計(3施設) ②消防団員確保対策(広報活動) ③消防団員の確保(充足率98%以上確保)
		工程	
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新設分団車庫整備(設計3棟・建設3棟) ・消防団員増員(純増32名) 	取組内容	①消防分団増強に係る施設整備及び運用準備(建設3施設・設計3施設) ②消防団員確保対策(広報活動) ③消防団員の確保(充足率100%達成)
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

地域防災の中核的な存在である消防団の消防力が向上します。

4 1 - 2 防災アドバイザーの育成活用

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

地域の防災力強化を図るため、平成28年度末までに、防災アドバイザーの避難場所運営訓練への参加率を100%にします。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・平成24年度末までに防災アドバイザー(注1) 513人を養成しました。
- ・地域の防災力向上と減災のために、自ら率先して自主防災組織、避難場所運営委員会(198か所)等に対し、助言や運営の協力をいただいています。
- ・防災アドバイザーの平成24年度における避難場所運営訓練への参加率は、おおむね50~60%程度です。

【防災アドバイザー養成数(年度別)】

区名	全体	21	22	23	24
西区	48	6	10	12	20
北区	50	10	16	15	9
大宮区	56	12	16	13	15
見沼区	54	8	16	18	12
中央区	39	5	14	10	10
桜区	40	1	13	14	12
浦和区	70	8	15	18	29
南区	71	8	14	25	24
緑区	46	3	12	17	14
岩槻区	39	3	13	14	9
さいたま市	513	64	139	156	154

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	避難場所運営訓練への参加率70%	取組内容 ①スキルアップ研修受講者の募集、研修実施等 ②避難場所運営訓練への参加の呼びかけ、活性化推進 ③消防OB等(注2)の活用についての検討	工程 ① → → → ② → → → ③ → → →
平成26年度	避難場所運営訓練への参加率80%	取組内容 ①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修受講者の募集、研修実施等 ③避難場所運営訓練への参加の呼びかけ、活性化推進 ④消防OB等の活用検討 ⑤消防OB等の活用準備	工程 ① → → → → → ③ → → → → → ④ → → → → → ② → → → → → ⑤ → → → → →
平成27年度	避難場所運営訓練への参加率90%	取組内容 ①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修受講者の募集、研修実施等 ③避難場所運営訓練への参加の呼びかけ、活性化推進 ④消防OB等を活用した地域防災活動の活性化・防災教育の充実	工程 ① → → → → → ③④ → → → → → ② → → → → →
平成28年度	避難場所運営訓練への参加率100%	取組内容 ①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修受講者の募集、研修実施等 ③避難場所運営訓練への参加の呼びかけ、活性化推進 ④消防OB等を活用した地域防災活動の活性化・防災教育の充実	工程 ① → → → → → ③④ → → → → → ② → → → → →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

災害時に、初期消火・避難誘導・救出救護や避難場所運営を地域住民が円滑に行えるようになり、地域の防災力が向上します。

注1 防災アドバイザーとは、防災力向上のための活動を行う十分な意識・知識・技能を有し、防災士認証基準に基づき認証された防災士の資格を有するもので、地域の防災力向上のために自ら率先して活動していく者のこと。

注2 消防OB等とは、地域ボランティアに協力する消防OB、教員、民間企業の従業員をいう。

4 1 - 3 防災ボランティアコーディネーターの育成活用

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

地域の防災力強化と災害時における活動の迅速化を図るため、平成28年度末までに、総合防災訓練等での災害ボランティアセンター運営訓練（注1）への参加100%を目指します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・平成24年度末までに防災ボランティアコーディネーター（注2）599人を養成しました。
- ・スキルアップ研修を開催し、平時から地域とのコミュニケーションを形成し、防災活動を推進することの重要性を伝えました。
- ・平成24年度までの防災ボランティアコーディネーターの運営訓練等への延べ参加率は、約40%です。

区名	【ボランティアコーディネータ養成数(年度別)】			
	ボランティアコーディネーター受講年度			
	全体	22	23	24
西区	47	16	12	19
北区	53	22	20	11
大宮区	81	32	26	23
見沼区	70	18	31	21
中央区	46	10	16	20
桜区	44	19	11	14
浦和区	83	28	30	25
南区	77	28	23	26
緑区	55	12	18	25
岩槻区	43	13	10	20
さいたま市	599	198	197	204

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	災害ボランティアセンター運営訓練への延べ参加率55%	取組内容	①スキルアップ研修（DIG）による運営訓練の募集、研修実施等 ②総合防災訓練による災害ボランティアセンター運営訓練の参加者募集、実施等
		工程	
平成26年度	災害ボランティアセンター運営訓練への延べ参加率70%	取組内容	①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修（DIG）による運営訓練の募集、研修実施等 ③総合防災訓練による災害ボランティアセンター運営訓練の参加者募集、実施等
		工程	
平成27年度	災害ボランティアセンター運営訓練への延べ参加率85%	取組内容	①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修（DIG）による運営訓練の募集、研修実施等 ③総合防災訓練による災害ボランティアセンター運営訓練の参加者募集、実施等
		工程	
平成28年度	災害ボランティアセンター運営訓練への延べ参加率100%	取組内容	①スキルアップ研修内容の検討等 ②スキルアップ研修（DIG）による運営訓練の募集、研修実施等 ③総合防災訓練による災害ボランティアセンター運営訓練の参加者募集、実施等
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

災害時にボランティア志願者とボランティアに対するニーズとのマッチングが円滑に行われ、必要なマンパワーの確保ときめ細かなニーズへの対応が可能になります。

注1 災害ボランティアセンター運営訓練は、災害図上訓練【DIG (Disaster Imagination Gameの略)】を含みます。

注2 防災ボランティアコーディネーターとは、災害発生時に被災者とボランティアとの架け橋となる役割を果たす者のこと。

4 1 - 4 中学校での防災教育

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市独自の防災教育カリキュラムに基づき、災害発生時に「自助」・「共助」が主体的にできる生徒を育成するため、平成25年度末までに、市立中学校で緊急地震速報を活用した避難訓練を100%実施し、以後、継続します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・平成24年度に、本市独自の防災教育カリキュラムを策定し、指導に関する資料等を含む「学校における防災教育」を市立全学校に配付しました。
- ・各学校では、このカリキュラムを基に、各学校における教育課程に位置付け、防災教育実施に向け、準備を整えました。



【緊急地震速報を活用した避難訓練】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	全ての中学校において、教育課程に位置付けた防災教育と、緊急地震速報を活用した避難訓練	取組内容	①平成25年度より、防災教育カリキュラム「学校における防災教育」に則り、各校において教育課程に位置付いた授業で防災教育の実施 ②緊急地震速報を活用した避難訓練の実施
		工程	① ②
平成26年度	全ての中学校において、教育課程に位置付けた防災教育と、緊急地震速報を活用した避難訓練	取組内容	①防災教育カリキュラム「学校における防災教育」に則り、各校において教育課程に位置付いた授業で防災教育の実施 ②緊急地震速報を活用した避難訓練の実施
		工程	① ②
平成27年度	全ての中学校において、教育課程に位置付けた防災教育と、緊急地震速報を活用した避難訓練	取組内容	①防災教育カリキュラム「学校における防災教育」に則り、各校において教育課程に位置付いた授業で防災教育の実施 ②緊急地震速報を活用した避難訓練の実施
		工程	① ②
平成28年度	全ての中学校において、教育課程に位置付けた防災教育と、緊急地震速報を活用した避難訓練	取組内容	①防災教育カリキュラム「学校における防災教育」に則り、各校において教育課程に位置付いた授業で防災教育の実施 ②緊急地震速報を活用した避難訓練の実施
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

中学生の「自助」・「共助」の態度が高まることにより、震災等の災害発生時に、中学生の地域貢献が期待できます。

4 2 高層マンションの自主防災組織等・防災備蓄の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

高層マンション(注1)の自主防災組織等(注2)や防災備蓄を推進するため、平成28年度末までに、市内全ての高層マンションの管理組合に対して、防災セミナーを実施します。

〔現状(平成25年7月25日時点)〕

- ・近年、本市では高層マンションの建設が進み、南海トラフ地震等が発生した場合は、長周期地震動(注3)のような東日本大震災と同様な被害が危惧されています。
- ・市内の高層マンション数は、330か所です。

【高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況】

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	
長周期地震動階級2	室内で大きな揺れを感じ、物に揺れたいと感じる。物につかまらないう歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き仕器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	
長周期地震動階級3	立っていることが困難になる。	キャスター付き仕器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き仕器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

(気象庁HPより)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程				
平成25年度	高層マンションの実態調査	取組内容	①高層マンションの実態調査 ②高層マンション防災ガイドブックの作成 ③高層マンション防災ガイドブックの配布			
		工程			① →	② →
平成26年度	マンション管理組合に対する防災セミナーの実施(参加者150人)	取組内容	①防災セミナーのお知らせ ②セミナー開催 ③高層マンションの実態調査 ④ガイドブックやホームページ等による周知啓発			
		工程	① →	② ●	③ →	④ →
平成27年度	マンション管理組合に対するセミナーの実施(参加者150人)	取組内容	①防災セミナーのお知らせ ②セミナー開催 ③高層マンションの実態調査 ④ガイドブックやホームページ等による周知啓発			
		工程	① →	② ●	③ →	④ →
平成28年度	マンション管理組合に対するセミナーの実施(参加者150人)	取組内容	①防災セミナーのお知らせ ②セミナー開催 ③高層マンションの実態調査 ④ガイドブックやホームページ等による周知啓発			
		工程	① →	② ●	③ →	④ →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

高層マンション特有の問題への理解が得られ、自主防災組織等の体制整備が促進し、高層マンションの防災力が向上します。

注1 高層マンションとは、高さ31m超又は11階以上のマンションをいう。

注2 自主防災組織等とは、自主防災組織又はマンション単独での自主的な防災体制のこと。

注3 長周期地震動とは、ゆっくりとした揺れが長く続く地震動のこと。地上付近の揺れよりも高層階の方がかなり大きく揺れるものをいう。

4 3 身近な地域の防災拠点への支援

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民が身近な場所を防災拠点として利用できるようにするため、自治会館等を地域の防災拠点と位置付けた上で、平成28年度末までに、20か所で非常用物資の備蓄や、太陽光発電・蓄電池、発電機等を整備します。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・ 自主防災組織に対して資器材補助を行っています。
- ・ 地域防災計画における一時集合場所として、自治会館は正式に位置付けられていません。
- ・ 避難場所となる公共施設に太陽光発電の導入を進めています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	地域の防災拠点の選定基準作成	取組内容	①地域の防災拠点の選定基準の作成(施設の構造、収容可能人数、保管場所スペース等) ②支援内容の検討(非常用物資の備蓄、情報発信、太陽光発電等の導入)		
		工程	①② →		
平成26年度	モデル事業として地域の防災拠点を整備(5か所)	取組内容	①モデル事業の周知・説明 ②実施個所選定及び個所ごとの支援内容の確定 ③支援の実施		
		工程	① →	② →	③ →
平成27年度	モデル事業として地域の防災拠点を整備(5か所)	取組内容	①モデル事業の周知・説明 ②実施個所選定及び個所ごとの支援内容の確定 ③支援の実施		
		工程	① →	② →	③ →
平成28年度	地域の防災拠点を整備(10か所)	取組内容	①事業の周知・説明 ②実施個所選定及び個所ごとの支援内容の確定 ③支援の実施		
		工程	① →	② →	③ →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

指定避難所から遠い地域や、避難者の集中するおそれのある地域の市民が、自治会館等をより身近な防災拠点として利用することができます。

担当 総務局 危機管理部 防災課 電話:048-829-1126
 市民・スポーツ文化局 市民生活部 コミュニティ推進課 電話:048-829-1068
 環境局 環境共生部 地球温暖化対策課 電話:048-829-1324

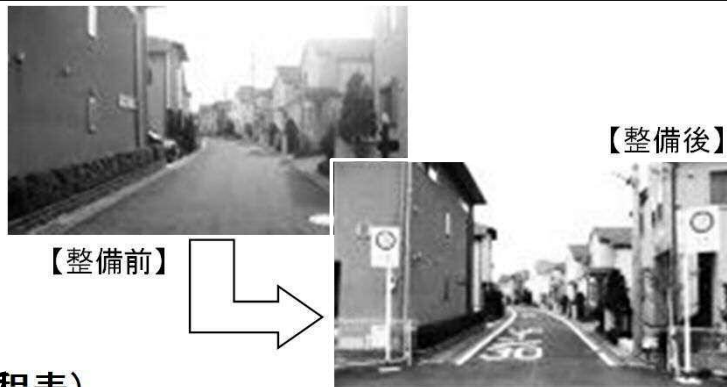
44-1 ゾーン30の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

生活道路での歩行者の安全な通行を確保するため、平成28年度末までに、ゾーン30（注）を23地区で整備します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・ゾーン30については、全国約3000地区、市内26地区が指定されており、平成24年度末までに市内3地区の整備が完了しています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	7地区の整備 (累計10地区)	取組内容	①対象地区の現地調査および交通管理者との協議 ②7地区において設計、整備
		工程	現地調査・交通管理者との協議 ① → ② → 設計 → 整備
平成26年度	7地区の整備 (累計17地区)	取組内容	①対象地区の現地調査および交通管理者との協議 ②7地区において設計、整備
		工程	現地調査・交通管理者との協議 ① → ② → 設計 → 整備
平成27年度	6地区の整備 (累計23地区)	取組内容	①対象地区の現地調査および交通管理者との協議 ②6地区において設計、整備
		工程	現地調査・交通管理者との協議 ① → ② → 設計 → 整備
平成28年度	3地区の整備 (累計26地区)	取組内容	①対象地区の現地調査および交通管理者との協議 ②3地区において設計、整備
		工程	現地調査・交通管理者との協議 ① → ② → 設計 → 整備

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活道路において歩行者の安全な通行空間が確保され、交通事故数や交通事故死傷者数の低減が図られます。

注 ゾーン30とは、生活道路における歩行者の安全な通行のために、区域（ゾーン）を定めて自動車の最高速度を時速30キロとするとともに、地域の方々や交通管理者との協議を踏まえ、必要に応じて、その他の安全対策や、通過交通の抑制等を行うもの。

4 4 - 2 通学路の安全対策の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

通学路の安全対策を充実させるため、教育委員会及び関係機関による安全点検を市立全小・中学校で毎年実施し、改善の必要な箇所への対策を講じます。

[現状(平成25年4月1日時点)]

- ・ これまでは教育委員会及び学校が通学路の安全点検を行い、関係機関が対策を講じてきました。
平成23年度は45か所点検し、76%の対策が完了しました。
平成24年度は126か所点検し、47%の対策が完了しました。
- ・ これまでの安全点検とは別に、平成24年度は文部科学省、国土交通省及び警察庁の合同による通学路緊急合同点検を185か所実施し、対策必要箇所158か所のうち83%の対策を講じました。



【通学路緊急合同点検】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	全ての市立小・中学校において通学路の安全点検を実施し、改善の必要な箇所への対策を実施 (安全点検実施率100%)	取組内容	①学校及び教育委員会が通学路の安全点検を行い、対策改善が必要な箇所について、担当課等で対策を実施 ②このうち、改善の必要性の高い箇所においては、担当課、関係機関等による合同点検を実施し、対策を実施。
		工程	① ②
平成26年度	全ての市立小・中学校において通学路の安全点検を実施し、改善の必要な箇所への対策を実施 (安全点検実施率100%)	取組内容	①学校及び教育委員会が通学路の安全点検を行い、対策改善が必要な箇所について、担当課等で対策実施 ②このうち、改善の必要性の高い箇所においては、担当課、関係機関等による合同点検を実施し、対策を実施
		工程	① ②
平成27年度	全ての市立小・中学校において通学路の安全点検を実施し、改善の必要な箇所への対策を実施 (安全点検実施率100%)	取組内容	①学校及び教育委員会が通学路の安全点検を行い、対策改善が必要な箇所について、担当課等で対策を実施 ②このうち、改善の必要性の高い箇所においては、担当課、関係機関等による合同点検を実施し、対策を実施
		工程	① ②
平成28年度	全ての市立小・中学校において通学路の安全点検を実施し、改善の必要な箇所への対策を実施 (安全点検実施率100%)	取組内容	①学校及び教育委員会が通学路の安全点検を行い、対策改善が必要な箇所について、担当課等で対策を実施 ②県・市企画調整協議会で合意した通学路安全総点検と連携して点検を実施する。必要に応じ合同点検を実施し、対策を実施
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

通学路の安全性が高まることにより、登下校中の事故を未然に防ぐことが期待できるとともに、保護者の安心感を高めることができます。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 学事課 電話:048-829-1648
 市民・スポーツ文化局 市民生活部 交通防犯課 電話:048-829-1219
 建設局 土木部 道路環境課 電話:048-829-1490
 各区役所 ぐらし応援室

4 4 - 3 交通安全教育の推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

児童生徒の安全を一層確保するために、平成28年度末までに、市立全小・中・高等学校で自転車に関する交通安全教育を実施します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・平成24年度に市立小学校78校で「子ども自転車運転免許制度」を実施しました。



【「子ども自転車運転免許制度」の実技試験】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施	取組内容	①市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 ②県警、高校、PTA、教育委員会の連絡協議会を設置し、高校生の交通安全に関する協議を実施
		工程	① 協議会設置 ②
平成26年度	市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 市立中・高等学校21校でスケアード・ストレイト技法(注)を用いた交通安全教育を実施	取組内容	①市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 ②市立中・高等学校21校でスケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育を実施
		工程	① ②
平成27年度	市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 市立中・高等学校20校でスケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育を実施(累計41校)	取組内容	①市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 ②市立中・高等学校20校でスケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育を実施
		工程	① ②
平成28年度	市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 市立中・高等学校20校でスケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育を実施(累計61校)	取組内容	①市立全小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施 ②市立中・高等学校20校でスケアード・ストレイト技法を用いた交通安全教育を実施
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

体験的な交通安全教育を行い、自主的に交通ルールを体得させ、交通安全に対する意識を高めることで、児童生徒の将来にわたる長期的な交通事故防止につながることを期待されます。

注 スケアード・ストレイト技法とは、学習者がスタントマンによる模擬の交通事故を見学し「恐れ」を体感することにより、交通安全意識の向上を図る教育技法のこと。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課 電話:048-829-1679
教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課 電話:048-829-1671

4 4 - 4 交通安全教室開催事業

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

交通ルールの遵守と交通マナーの推進を図るため、平成28年度までに、交通安全教室を年間250回開催します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・ 模擬道路を使用した横断歩道の渡り方、衝突実験など実践的教室を計211回(小学生対象164回、園児、高齢者対象47回)開催し、延べ25,944人が参加しました。
- ・ 平成24年中の市内の交通事故死亡者22名のうち、7名(31.8%)が高齢者です。
- ・ 警察及び交通安全団体(注)においても、交通安全教育を推進しています。



【交通安全教室の様子】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	市交通安全教室開催数210回	取組内容	①小学生等対象の交通安全教室(155回) ②園児、高齢者等対象の交通安全教室(55回) ③警察や交通安全団体との連携(交通安全教室、自転車乗り方教室等)
		工程	① → ② → ③
平成26年度	市交通安全教室開催数210回	取組内容	①小学生等対象の交通安全教室(155回) ②園児、高齢者等対象の交通安全教室(55回) ③警察や交通安全団体との連携(交通安全教室、自転車乗り方教室等)
		工程	① → ② → ③
平成27年度	市交通安全教室開催数230回	取組内容	①小学生等対象の交通安全教室(155回) ②園児、高齢者等対象の交通安全教室の拡大(75回) ③警察や交通安全団体との連携(交通安全教室、自転車乗り方教室等) ④交通教育指導員の増員(1名)
		工程	① → ② → ③ → ④●
平成28年度	市交通安全教室開催数250回	取組内容	①小学生等対象の交通安全教室(155回) ②園児、高齢者等対象の交通安全教室(95回) ③警察や交通安全団体との連携(交通安全教室、自転車乗り方教室等)
		工程	① → ② → ③

(3) 達成時の効果(アウトカム)

交通ルールの遵守と交通マナーの推進が図られることにより、交通事故が減少することが期待できます。

注 交通安全団体とは、交通安全協会、交通安全保護者の会(母の会)、トラック協会、自動車会社、宅配会社等のこと。

